

基本目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5-(1)地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	所管課	地域協議会作業部会からの意見	所管課の回答・意見
1	学童保育事業	教育財務課	<ul style="list-style-type: none"> ・名細小、牛子小などの学童保育室は児童数が100名を超えており、児童が落ち着いて穏やかに過ごせる環境がない。大規模化した学童では教室を2つに分けるなどの対応をしているが、同じ保育料でも預ける環境が異なっている。保育の中身が問題となるが「A」評価でよいのか。 ・保育料は、過去には3,000円であったが徐々に値上げをしている。中身を充実させてほしい。 ・特別支援学級設置校の場合、特別支援学級に通う児童がその小学校の学童を利用できることが望ましいが、どのようになっているのか。 ・「放課後児童クラブ」について、市はどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数が100名を超える学童保育室は、名細、牛子、南古谷学童保育室があります。人数が多くなると集団活動等に支障をきたし、ケガ等のリスクが高くなることから、前記の学童保育室については2部屋を使って対応しております。 ・かわごえ子育てプランにある学童保育事業については、待機児童がないこと。学校休業日の早朝保育の実施、巡回指導の充実や室長・特任指導員の配置、保護者会長会議の実施等を行い、保護者ニーズの的確な把握と対応に努めていることから、A評価としています。 ・学童保育室施設整備事業については、狭隘化、老朽化している施設を整備し、保育環境の改善を図ることとしており、高階南学童保育室の移転、高階西学童保育室の改築設計の実施、施設の修繕、備品等を購入し、環境整備を行っていることから、A評価としています。 ・学童保育料については8,000円に値上げし、激変緩和措置として、H24年度5,000円、H25年度6,000円、H26年度7,000円、H27年度8,000円となります。 ・学童保育の充実としては、前述の新規取組の他に、傷害・賠償責任保険への加入、避難訓練の実施、学童だよりの発行(全保護者向け)などを行っています。 ・特別支援学級の児童については、原則児童が通う小学校の学童保育室を利用しています。 ・学童保育室は小学校内に有り、学校との連携、児童の安全性の観点からは長所と考えられます。今後も安全で安心して子どもを預けられる環境となるよう取り組むとともに、保護者の負担軽減を図り、利用しやすい学童保育室となるよう努めます。開室時間の延長、夏休み等の学校休業日に限った利用については、今後の課題であると認識しています。

3	病児・病後児保育事業	こども育成課	<p>・この4月から所管課が変わっている。目標は13箇所であるが、増やしていくのか、目標を変更するのか。</p>	<p>現在、市内東部の愛和病院と中心部の三井病院の2か所と業務委託契約をしておりますが、平成26年度に市内の西部に、障害者支援施設が、民間保育所を開設し、そこで、病後児保育を実施したいとの要望を受けています。受託先が必ずしも病院でなければならないわけではありませので、民間保育所でもこうした事業の受け入れ先があれば、少しずつ実施箇所を増やしていけることは可能です。しかしながら、現在の2か所でも利用のない日もあり、実施にあたっては多額の予算が必要になることもありますので、当初の目標については、大幅な見直しをせざるを得ないものと考えます。</p>
5	地域子育て支援拠点事業	こども育成課	<p>・所管課が変わったことによって、どのように変わったのか。また、今後どのようにしていくのか。目標数が25箇所となっているが、魅力のある事業でないと増やしても意味がないので、箇所数を増やすことだけを目標にしないでほしい。</p> <p>・つどいの広場などは、利用者の相談にのることが目的ではなく、利用者とのコミュニケーションをとって必要時に関係機関につなげることが大事。所管課ではどのように考えるか。</p>	<p>・所管課が変わったことで、事業内容が変わることはありませんが、地域子育て支援拠点事業の要綱では、従来の「センター型」、「ひろば型」がなくなり、そのふたつが「一般型」という名称で統合され、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みが取り入れられるようになっております。国の指針では中学校区に1つという考え方があり、設置数を増やしていくことは、サービスを提供する機会が増えることになるため、事業の充実につながると思われませんが、サービスの質を考えますと、必ずしも設置数を増やすことが目標ではありません。</p> <p>・当該事業については、主に保育所の併設されてきた「地域子育て支援センター」と子育て当事者による草の根的な運動から発展してきた「つどいの広場」という、成り立ちの異なる両事業が再編・統合された結果として誕生した事業でありますので、基本事業は踏まえつつ、専門性と当事者性の両立を図りながら、柔軟で多様なサービスが提供できるよう努めてまいります。また、関係機関との連携も引き続き図ってまいります。</p>
7	ファミリー・サポート・センター事業	こども育成課	<p>・利用したい人のさまざまなニーズを満たしているか検証してほしい。以前、近くに提供会員がいなかったため利用できなかったことがある。1時間800円は、利用が重なると負担が大きくなる。提供会員は535人とあるが、実際に活動している人はそれほど多くない。利用会員や提供会員の声を拾って、制度を見直すことも必要ではないか。</p>	<p>平成14年に市が社会福祉協議会に事業を委託して以来、受託者が会員に対して制度を検証するアンケートを実施してこなかったため、こども育成課から作成した調査票を基に、本年10月中旬にアンケート調査を行うこととし、結果を受託者の社協にとりまとめてもらうことにいたしました。平成20年度に車による送迎援助を廃止したため、依頼会員に対して、地域内でしか提供会員を紹介できず、需要があってもサービスが提供できない状況にあります。このため、利用会員のニーズに少しでも対応できるよう改めて車による送迎援助について、実施機関と具体的な検討を図ってまいります。また、提供会員を募集する際にも、有償ボランティアであることを明記していないなど、制度の抜本的な見直しが必要になっております。利用報酬の金額につきましても、低所得者の利用者にも制度が使えるよう減免措置等を検討してまいります。</p>

8	ショートステイ事業	こども育成課	・平成25年度は予算が計上されている。どのように実施していくのか。	<p>ショートステイ事業は、家庭での養育が困難になった児童を一時的に保護する事業で、サービス業とセーフティネットの狭間で成り立っている事業でございます。</p> <p>当該事業については、民間保育園、公立保育園、各出張所などにチラシを配布し、市の広報には4月と7月にPRし、市ホームページでも周知しております。</p> <p>ショートステイ事業の利用が高い自治体を調べてみると、宿泊型の児童家庭支援センター(児童相談所を補完する施設)が設置され、そこで当該事業が実施されており、児童養護施設とは、別に受け入れ態勢ができております。また、児童虐待や発達障害等に対応できる専門的な職員が配置されていて、ショートステイ事業につなげています。</p> <p>今後は、他市の運営方法等を参考にしながら、PRの充実等を含め、受託先の埼玉育児院との話し合いを重ねる中で、利用者にとって利用しやすい方法で実施してまいります。</p>
---	-----------	--------	-----------------------------------	--

5-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	所管課	地域協議会作業部会からの意見	所管課の回答・意見
1	通常保育事業	保育課	・待機児童対策の予算を増やしてほしい。	待機児童解消のため、今年度は、民間保育所2箇所の新設と1箇所の増改築、来年度は民間保育所3箇所の整備に対して、建設費補助を実施する予定です。
3	統合保育事業	保育課	<p>・保育士の加配については、危険回避ばかりで発達の保障ができていない。手をかければ子どもがもっと伸びるのに、現状では危険でなければ加配してもらえない。「A」評価でよいのか。</p> <p>・保育士を加配するために、公立保育園には判定委員会があるが、法人立保育園は心理療法士・浅沼先生の診断書を提出しないと加配してもらえない。公立と法人立で対応が異なるのはおかしい。</p>	障害児の発達を保障するためには、保育士の加配は必要であると認識しておりますが、何よりも安全安心な保育が最優先と考えます。公立保育園の園長、医師、臨床心理士等の意見を聞きながら、できる限り多くの障害児を受け入れておりますので、「A」評価としております。年度当初の入園に際して行われる判定委員会において、加配が必要と思われる障害児は、法人立保育園を第一希望とした場合でも、すべて公立保育園でのみ受け入れております。
4	土曜保育事業	保育課	・実施している保育園数は増えていないのに「A」評価で良いのか。	土曜保育実施園のみに入園希望者が集中していない状況から判断し、「A」評価としております。

5	産休明け保育事業	保育課	・ずっと「D」評価のまま推移しているが、実施についてどのように考えているか。	平成23年度に5園、平成24年度に1園、平成25年度に2園の法人立保育園が開園し、その中で、入園年齢を2ヶ月としている園が3園、産休明け保育ではございませんが、3ヶ月としている園が3園あり、産休明け保育の充実に努めております。公立保育園での実施につきましては、施設の改修や看護師の配置等が必要であること、川越市全体の待機児童数が1歳及び2歳児で77.7%占めることから、現状では実施困難と考えます。
12	保育士研修	保育課	・保育士研修の対象を広げてほしい。	市が主催している年4回の研修会については市内の保育施設に通知しております。研修会の対象については保育園で働く全ての職員を対象にし、より良い保育サービスの向上に努めています。

5-(3)子どもの健全育成の取組

No.	事業名	所管課	地域協議会作業部会からの意見	所管課の回答・意見
1	子どもに関する条例又は宣言等	こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市が子どもを大切にしていることを対外的にアピールするためにも作る意味はある。人口を減らさないよう若い世代を引き込んでいく必要がある。 ・総合計画や子ども・子育て支援事業計画を見据えて早めに作ってほしい。 ・作る過程が大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も条例・宣言を作ることについて関係課で検討していくこととしますが、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となるため、川越市の「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになります。計画には「子どもの育ちに関する理念」や「社会のあらゆる分野における構成員の責務・役割」という視点を含めて検討していくこととなります。まずはこの計画を策定することで、川越市の方針を示したいと考えております。

5-(5)地域における子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	所管課	地域協議会作業部会からの意見	所管課の回答・意見
4	子育てサークルへの施設提供	中央公民館	・子育てサークルへの施設提供について、何か優遇措置はあるのか。評価が「A」であるが中身はどうなっているのか。	子育てサークルと公民館が共催で事業を行う場合や、社会福祉の増進に寄与することを目的として行う場合等の場合は、優先的に部屋を確保しているという優遇措置があります。